

令和八年一月十九日付け広島県報（定期）第五号に登載の広島県告示第二十四号（農用地
利用集積等促進計画の認可）の表の一部を次のように訂正する。

農林水産局農業経営課長

ページ	行	正	誤
一一	賃借権の設定等を受け る土地の項の所在の欄 の上から三	山県郡安芸太田町大字 下殿河内字横岩谷二八 八九番二	山県郡安芸太田町大字下 殿河内字東谷二八八九番 二